

船員災害防止計画とは

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

平成22年度船員災害防止実施計画作成の考え方

船員災害防止実施計画は、同基本計画に定めた事項を毎年実施するためのものであること、船員災害の発生状況に基づき作成するものであること等を踏まえて船員災害の減少目標及び重点をおくべき船員災害の種類を設定して主要な対策を講ずることとする。

第9次基本計画  
(平成20年度～24年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
合計	21%減	8%減
一般船舶	16%減	2%減
漁船	26%減	16%減

主要な対策

- 自主的な船員災害防止対策の推進
- 安全衛生教育訓練の充実
- 死傷災害・疾病予防対策及び健康増進対策の推進
- 死傷災害に係るリスク低減対策の推進
- 国等による取組の推進

重点的な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進
- 海中転落等による死亡災害防止対策の推進
- 船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進
- 中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進
- 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

実施

平成22年度船員災害防止実施計画概要

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
合計	7%減	2%減
一般船舶	5%減	1%減
漁船	9%減	4%減

重点をおくべき船員災害種類

- 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止
- 多発する「転倒」、「はさまれ」の防止
- 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策
- 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
- 新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病の予防
- 石綿(アスベスト)による健康被害対策
- 海難防止対策等による死傷災害の抑制

主要な対策

- 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
  - (1)安全基準、衛生基準、作業基準の徹底
  - (2)若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
  - (3)安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
  - (4)船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及
- 死傷災害の防止
  - (1)作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進  
「転倒」、「はさまれ」の防止
  - (2)海中転落による死亡災害防止対策の推進
    - ①作業用救命衣等の保護具の使用等
    - ②乗下船時、漁ろう作業時、波浪に係る海中転落の防止及び海中転落に備えた対策
  - (3)高年齢船員の心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策の推進
  - (4)死傷災害に係るリスク低減対策の推進  
船員災害に係る船内作業の設備の状況、危険物又は有害物の取扱方法及び積載貨物の固縛方法に関するリスク低減対策等
- 新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病を中心とした疾病予防対策
  - (1)新型インフルエンザその他感染症の予防等対策
  - (2)生活習慣病、筋骨格系の疾患の予防対策
  - (3)石綿(アスベスト)による健康被害対策
  - (4)適正な衛生管理の推進、疾病予防及び健康増進に係る情報提供
- 外国人船員に係る安全衛生対策の推進、海難防止対策等による死傷災害の抑制、船内における労働・生活環境の整備・改善その他の船員災害の防止に関し重要な事項